

# 後期高齢者医療制度の対象者の皆さまへ

【問合せ先】本庁保険年金課  
高齢者医療グループ  
☎(23)5111  
(内線2831〜2833)

## 後期高齢者医療制度とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり高齢者の方々に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

### 対象となる方

- ▼75歳以上の方
- ▼65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があり、加入を希望する方

## 保険証の送付について

平成29年8月から保険証が新しく切り替わります。新しい保険証は、7月中旬に送付します。

また、有効期限の切れた保険証は、本庁2階保険年金課窓口および各支所地域振興課窓口に返却ください。  
\*8月以降に75歳の誕生日を迎える方には、誕生月の前月までに保険証を送付します。



## 保険料について

保険料は、被保険者一人一人が安心して医療を受けるための、いわば「命・健康を支える大切な財源」です。納付方法は大きく分けて二種類です。

### ◎特別徴収(年金からの天引き)

年金から自動的に天引きする納付方法です。  
後期高齢者医療制度加入の方は、原則として**年金天引き**で納めていただきます。

\*この方法で支払う場合は、手続きの必要はありません。ただし、年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書で納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについては、文書で通知します。  
\*特別徴収(年金天引き)の方でも、申し出により普通徴収(口座振替)に変更することがあります。  
\*特別徴収の納期は、年金支給月(偶数月)になります。

### ◎普通徴収(納付書や口座振替)

市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによって口座振替で支払う納付方法です。

# 高齢になっても 安心して暮らしていくために

## 制度を知って、将来に備えを

### ■成年後見制度

認知症や知的障害・精神障害などにより、物事を判断する能力が十分でない方は、財産を管理したり、介護サービスや施設入所の契約を結んだりすることが困難な場合があります。また、不利な契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。成年後見制度は、こうした方々を保護し支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

### ①法定後見制度

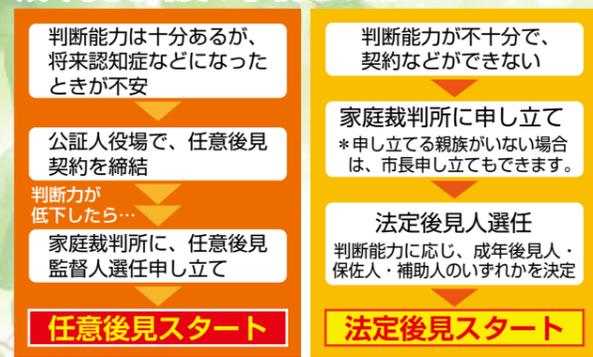
既に判断能力が十分でない方を支援する制度です。福祉サービス利用支援事業の対象者より重度の方が対象になります。

本人・配偶者・四親等内の親族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所の審判によって、その方の判断能力に応じた法定後見人を決定します。

### ②任意後見制度

現在は判断能力に問題がなくても、将来、判断能力が不十分になったときに備えて援助者を選び、どのような支援をもらうかをあらかじめ契約しておく制度です。

## 成年後見制度の手続きの流れ(イメージ図)



本人が、公証人役場で公証人立ち会いのもと、契約を行います。

### ○後見人のできる例

- ・ 日常の金銭管理
  - ・ 福祉サービスや入院、施設などの入所契約
- ×後見人のできない例
- ・ 身元引受人や保証人になること
  - ・ 買い物や通院の付き添いなど
  - ・ 本人の死後の事務など

【福祉サービス利用支援事業】  
認知症や知的障害・精神障害などにより判断能力に不安があるものの、比較的軽度の方が対象になります。次のようなサービスを行っています。

- ①在宅福祉サービスの契約代行などを行う「福祉サービス利用者支援」
- ②預貯金の出し入れ、公共料金の支払い代行などを行う「日常的金銭管理サービス」
- ③通帳や印鑑、大切な書類などを保管・管理する「書類等預かりサービス」

この事業を利用するには  
市社会福祉協議会権利擁護センターへ相談ください。同センターの職員が相談に応じ、必要な場合には自宅などに出向きます。支援内容の協議を行い、契約を締結した後、支援が開始されます。

## みんなで防ごう！高齢者虐待

65歳以上の高齢者に対する、人権を侵害する行為を「高齢者虐待」と呼んでおり、次のようなものがあります。



- 【相談・問合せ先】
- ▼市社会福祉協議会 権利擁護センター  
永利町4107番地1  
(市総合福祉会館内)
  - ☎(23)5111
  - ▼地域包括支援センター  
(市総合福祉会館内)
  - ☎(23)5587
  - ▼本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ  
本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ  
☎(23)5111(内線2673)
  - ▼各支所地域振興課健康福祉グループ  
(鹿島支所は市民福祉グループ)

経済的虐待

介護や世話の放棄・放任(ネグレクト)

【相談していただく】  
「虐待かもしれない」「このままでは虐待になってしまうかも」と思ったら、まずは相談ください。

## 保険料のここが疑問！

私は妻と2人世帯です。これまで2人とも国民健康保険に加入していましたが、7月10日で75歳になり、以降後期高齢者医療制度に加入することになります。国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の二重払いになりませんか？

【例】質問のケースの保険料算定

【国民健康保険税】  
夫：年間保険税 ÷ 12 × 3 (4月から誕生月の前月までの月数)  
妻：年間保険税  
\*世帯主が国民健康保険に加入してなくても、世帯員に加入者がいる場合、通知書は世帯主宛てに届きます。

【後期高齢者医療保険料】  
夫：年間保険料 ÷ 12 × 9 (誕生月から年度末までの月数)

【お答えします！】  
国民健康保険・後期高齢者医療のいずれも月割り計算で算定するので、二重払いになることはありません。